

2. 文献調査および現地調査

(1) 文献調査

表 6-1 に各分類群の調査状況および生きものの状況を整理しました。生きものの分布が把握できる情報については、分類群、調査地、調査年に偏りが見られ、鳥以外の分類群、区東部、平成以降の情報が不足しています。生きもの情報は国分寺崖線沿いの緑地と多摩川に集中しており、地理的な偏りがあります。一方で、鳥類については、現在まで世田谷区全域において、十分な調査が長年にわたって行われていました。動物については、外来種の情報が少なくなっています。

表 6-1 (1) 文献調査によって把握された区内の生きものの状況

分類群・種数	調査の状況および生きものの状況
哺乳類 5 目 5 科 9 種	<ul style="list-style-type: none"> 調査は区西部を中心に行われており、一部地域では継続的に調査が行われている。 重要種^{※1}としては、モグラ、ハタネズミ、アカネズミ、アナグマの 3 科 4 種が確認された。ネズミ類は主に多摩川で確認されており、モグラは公園や緑地で確認されている。アナグマは昭和 53 年に多摩川で確認されている。
鳥類 21 目 58 科 261 種	<ul style="list-style-type: none"> 調査は区内全域で行われている。 重要種としては、キジ、オシドリ、コアシサシ、トビなどの 19 科 80 種があげられた。 特定外来生物は、ガビチョウ、カオグロガビチョウが多摩川で確認され、ソウシチョウが仙川、野川、馬事公苑、蘆花恒春園、砧公園、岡本静嘉堂緑地で確認された。
両生類・爬虫類 3 目 10 科 15 種	<ul style="list-style-type: none"> 調査は区西部を中心に行われており、一部地域では継続的に調査が行われている。 重要種としては、アマガエル、ニホンアカガエル、クサガメ、ニホンヤモリ、ニホントカゲ、カナヘビ、シマヘビなど 8 科 12 種が確認された。 特定外来生物であるウシガエルは喜多見 6 丁目野川左岸で確認され、ミシシippアカミミガメは烏山弁天池や野川（天神森橋付近）などで確認された。
昆虫 23 目 332 科 2009 種	<ul style="list-style-type: none"> 調査は区西部を中心に行われており、一部地域では継続的に調査が行われている。 重要種としては、モノサシトンボ、リスアカネ、コロギス、イトアメンボ、ヤマトクロスジヘビトンボ、ギンイチモンジセセリ、アカシジミ、コシロシタバなどの 32 科 68 種が確認された。

※1 p.115 の「第4次レッドリストの公表について（お知らせ）（環境省 平成 24 年 8 月 28 日）」および「東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)解説版～レッドデータブック東京 2013～（区部）（東京都 平成 25 年）」に従った定義。

表1(2) 文献調査によって把握された区内の生きものの状況

分類群・種数	調査の状況および生きものの状況
魚類 6目7科23種	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査は多摩川や野川、国分寺崖線で行われている。 ・ 重要種としては、ゲンゴロウブナ、ドジョウ、ミナミメダカなどの3科11種が確認された。 ・ 特定外来生物は、カダヤシが二子橋下流の赤岩で確認された。
底生動物 24目73科162種	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査は多摩川や野川、国分寺崖線で行われている。 ・ 重要種としては、モノアラガイ、マシジミ、ヌマエビ、サワガニ、オニヤンマ、ヤマトクロスジヘビトンボ、ゲンジボタルなどの11科12種が確認された。 ・ 特定外来生物としては、アメリカザリガニが確認された。
植物 152科1032種	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査は区西部を中心に行われており、一部地域では継続的に調査が行われている。 ・ 重要種としては、アイアスカイノデ、ウマノスズクサ、オミナエシ、カタクリ、キンランなど34科65種が確認された。 ・ 特定外来生物は確認されなかったが、文献では確認できなかった可能性がある。 ・ 植栽種や植栽・栽培由来の逸出種、外来種（帰化種）は90科311種と、種数全体の約3割を占めている。 ・ ニリンソウ、タマノカンアオイ、アマナ、エビネ、キンランなどの樹林性の重要種や、ハンノキ、カワチシャ、ツリフネソウ、ショウブなどの湿地や水辺の重要種が記録されており、都市域にあって重要な樹林や水辺が残存している状況がうかがえる。

※今回の文献調査以外にも、魚類・底生動物については世田谷区（環境総合対策室環境保全課）による野川、仙川、丸子川、谷沢川を対象とした調査を平成9年から実施している。

世田谷区の生きものについての文献調査資料

【哺乳類】

- 文献1 世田谷区みどりの環境センサス（動物・昆虫調査）調査報告書（昭和62年 世田谷区）
- 文献2 世田谷区みどりの環境センサス（動物）調査報告書（平成4年 世田谷区）
- 文献3 東京の川にすむ生きもの～河川水辺の国勢調査結果より～（平成25年 東京都建設局河川部）
- 文献4 都市における生物多様性～世田谷区立桜丘すみれば自然庭園 自然記録誌（平成25年 一般財団法人世田谷トラストまちづくり）
- 文献5 成城みつ池緑地活動報告書（昭和64年～平成27年 一般財団法人世田谷トラストまちづくり・成城みつ池を育てる会）

【鳥類】

- 文献1 世田谷の鳥 2010—世田谷区鳥類目録—（平成22年 一般財団法人世田谷トラストまちづくり）

【両生類・爬虫類】

- 文献1 世田谷区みどりの環境センサス（動物・昆虫調査）調査報告書（昭和62年 世田谷区）
- 文献2 世田谷区みどりの環境センサス（動物）調査報告書（平成4年 世田谷区）
- 文献3 東京の川にすむ生きもの～河川水辺の国勢調査結果より～（平成25年 東京都建設局河川部）
- 文献4 都市における生物多様性～世田谷区立桜丘すみれば自然庭園 自然記録誌（平成25年 一般財団法人世田谷トラストまちづくり）
- 文献5 成城みつ池緑地活動報告書（昭和64年～平成27年 一般財団法人世田谷トラストまちづくり・成城みつ池を育てる会）

【昆虫】

- 文献1 世田谷区みどりの環境センサス（動物・昆虫調査）調査報告書（昭和62年 世田谷区）
- 文献2 世田谷区みどりの環境センサス（動物）調査報告書（平成4年 世田谷区）
- 文献3 東京の川にすむ生きもの～河川水辺の国勢調査結果より～（平成25年 東京都建設局河川部）
- 文献4 都市における生物多様性～世田谷区立桜丘すみれば自然庭園 自然記録誌（平成25年 一般財団法人世田谷トラストまちづくり）
- 文献5 成城みつ池緑地活動報告書（昭和64年～平成27年 一般財団法人世田谷トラストまちづくり・成城みつ池を育てる会）

【魚類】

- 文献1 多摩川の魚類生態調査—I 昭和48年秋及び昭和49年冬における調査結果につい

て（東京都水産試験場 昭和49年）

- 文献2 多摩川の魚類生態調査－Ⅱ昭和49年度の調査結果及び総合解析について（東京都水産試験場 昭和50年）
- 文献3 東京の川にすむ生きもの～河川水辺の国勢調査結果より～（平成25年 東京都建設局河川部）
- 文献4 成城みつ池緑地活動報告書（昭和64年～平成27年 一般財団法人世田谷トラストまちづくり・成城みつ池を育てる会）

【昆虫類】

- 文献1 世田谷区みどりの環境センサス（動物・昆虫調査）調査報告書（昭和62年世田谷区）
- 文献2 世田谷区みどりの環境センサス（動物）調査報告書（平成4年世田谷区）
- 文献3 国分寺崖線保全調査～昆虫調査 崖線の昆虫類（平成14年一般財団法人世田谷トラストまちづくり）
- 文献4 成城みつ池緑地活動報告書（昭和64年～平成27年 一般財団法人世田谷トラストまちづくり・成城みつ池を育てる会）

【底生動物】

- 文献1 世田谷区みどりの環境センサス（動物）調査報告書（平成4年世田谷区） 苔虫類、貝形類、ヒドラ科は除く。
- 文献2 国分寺崖線保全調査～水生生物調査 崖線の水辺の生きものたち（平成14年 一般財団法人世田谷トラストまちづくり）
- 文献3 東京の川にすむ生きもの～河川水辺の国勢調査結果より～（平成25年 東京都建設局河川部）
- 文献4 成城みつ池緑地活動報告書（昭和64年～平成27年 一般財団法人世田谷トラストまちづくり・成城みつ池を育てる会）

【植物】

- 文献1 野草No.287（昭和40年野外植物研究会）
- 文献2 世田谷区みどりの環境センサス（植物）調査報告書（平成3年 世田谷区）
- 文献3 世田谷区みどりの環境センサス（植物）調査報告書（平成8年 世田谷区）
- 文献4 神明の森みつ池成城みつ池緑地植物誌（平成25年 成城みつ池を育てる会）
- 文献5 東京の川にすむ生きもの～河川水辺の国勢調査結果より～（平成25年 東京都建設局河川部）
- 文献6 都市における生物多様性～世田谷区立桜丘すみれば自然庭園 自然記録誌（平成25年 一般財団法人世田谷とらすとまちづくり）
- 文献7 成城みつ池緑地活動報告書（昭和64年～平成27年 一般財団法人世田谷トラストまちづくり・成城みつ池を育てる会）

コラムNO.3 外来種とは？

外来種とは、本来その地域に生息していなかった生きものが、人間の活動によって、他の地域から持ち込まれた生きもののことです。特に、外来種の中でも、地域の生態系に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるものを「侵略的外来種」とよびます。

わが国では、2005年（平成17年）に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が施行されました。この法律では、侵略的外来種の中から特定の種を「特定外来生物」に指定し、「その飼養、栽培、保管、運搬、輸入等について規制を行うとともに、必要に応じて国や自治体が野外等の外来生物の防除を行うこと」を定めています。

世田谷には、特定外来生物に指定されているアライグマ、ガビチョウ、オオキンケイギクなどが生息・生育しています。



【アライグマ】

北米原産であり、ペットとして輸入されたものが野生化。アニメなどで可愛いイメージがありますが、気性が荒く、農作物の被害や固有在来種の捕食が深刻化しています。



【ガビチョウ】

中国南部から東南アジア北部原産であり、ペットとして輸入したものが、かご脱けし定着。在来の鳥類が減少するなど生態系への影響がみられます。



【オオキンケイギク】

北米原産であり、鑑賞用、緑化用に導入されたものが分布を拡大。カワラサイコやカワラナデシコなどの在来の河原固有の植物と競合し、駆逐する事例がみられます。

(2) 平成 27 年度の現地調査結果

世田谷区の生きものについての網羅的な調査は、みどりの環境センサス（昭和 62 年、平成 3～4 年）以降実施されてきませんでした。そのため、身近な自然の状況を把握するために、区内の動植物や自然に関する文献などの既存情報を収集し、整理するとともに、区内の緑地を対象に、2015 年（平成 27 年）に現地調査を実施し、「（仮称）世田谷区生物多様性地域戦略策定支援業務委託（平成 27 年度）報告書」に生きもの調査の結果としてまとめました。以下に、調査結果の抜粋を紹介します。

1) 現地調査による生きものの把握

世田谷の河川および主な湧水、世田谷区のみどり率、世田谷の植物の分布状況などから、大きく 3 地域に区分しました（図 1）。3つのエリア区分の中から公園など公共の緑地を中心に、各地域 3 か所選定し、調査地としました。西部は、国分寺崖線や多摩川を中心とした「みどりの連続性が高い地域」、中央部は公園や屋敷林、畑など「住宅地の中に中・小規模緑地が点在する地域」、東部は都心に近く、「市街化が進み比較のみどりが少ない地域」としました。各地域で世田谷の代表的な環境を 3 地点ずつ選定し、調査地としました。調査対象は、哺乳類、鳥類、両生・爬虫類、昆虫類、魚類、底生動物、植物として、2015 年（平成 27 年）に調査を行いました。

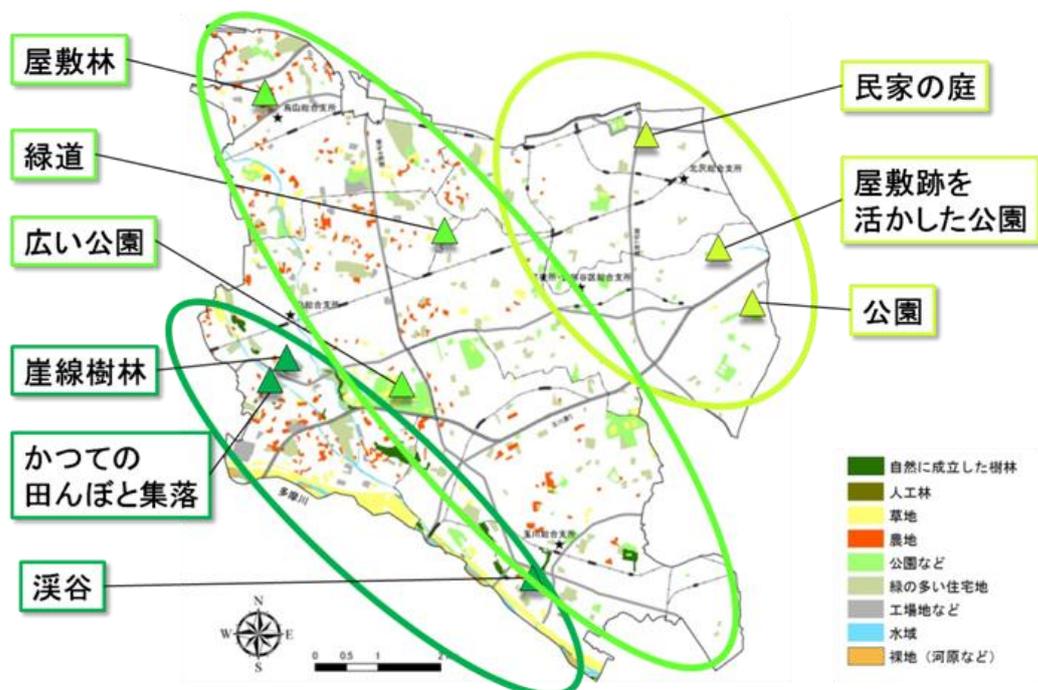
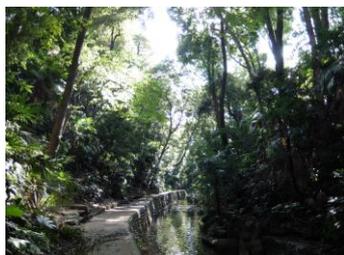


図 1 現地調査の地点

2) 現地調査による生きものの特徴

みどりの連続性が高い地域

溪谷



代表的な景観



ハグロトンボ



スミウキゴリ

【代表的な場所】 溪谷の流れと斜面に発達した樹林を保全する公園など
 【植生の特徴】 大木が林立し、湧水周りにはシダ類が豊富に生育している。
 【動物の特徴】 ハグロトンボやスミウキゴリなど、水辺に生息する動物が確認される。

崖線樹林



資料提供：(一財)世田谷トラストまちづくり

代表的な景観



サワガニ



キンラン

【代表的な場所】 国分寺崖線のみどりの一角を担うまとまった樹林など
 【植生の特徴】 雑木林と湧水のある環境で、キンランなどの重要種も生育している。
 【動物の特徴】 サワガニなど湧水や河川に生息する動物のほか、タヌキなども確認される。

かつての田んぼと集落



代表的な景観



ドジョウ



タモロコ

【代表的な場所】 野川沿いにかつてあった水田と民家集落を再現した公園など
 【植生の特徴】 水路沿いをはじめとして、集落景観を形成する野草が生育している。
 【動物の特徴】 ドジョウやタモロコなど、平野部の水田や湿地に生息する動物が確認される。

住宅地の中に中・小規模緑地が点在する地域

広い公園



代表的な景観



特定外来生物 アライグマ



オオタカ

[代表的な場所] 都立砧公園などの世田谷を代表する広い公園
 [植生の特徴] 大木と芝地からなる緑地のほか、下草の多い林や水辺植生などがある。
 [動物の特徴] タヌキやアライグマなどの中型哺乳類や鳥類などが生息している。

緑道



代表的な景観



特定外来生物 オオキンケイギク



キバラヘリカメムシ

[代表的な場所] かつての川を緑道として整備した場所など
 [植生の特徴] 路傍の身近な草花が生育する一方、園芸品種も含む様々な植栽がある。
 [動物の特徴] 植栽木や路傍の草花を利用する昆虫類などが確認される。

屋敷林



代表的な景観



モウソウチク



クロアゲハ

[代表的な場所] 300年以上つづく農家の景観を今に残す屋敷林など
 [植生の特徴] ケヤキやモウソウチクなどの屋敷林や庭木、植込み、畑などがある。
 [動物の特徴] 庭木や植込み、畑などを利用する鳥類や昆虫類などが生息する。

市街化が進み比較的みどりが少ない地域

民家の庭



資料提供：(一財) 世田谷トラストまちづくり

代表的な景観



ツツジ類（庭木）



ササ類（生垣）

[代表的な場所] 住宅地内に残された昔ながらの民家の庭など
 [植生の特徴] 庭木や生け垣などの植栽が生育する。
 [動物の特徴] 庭木や生け垣、庭の草花などを利用する鳥類や昆虫類が生息する。

公園



代表的な景観



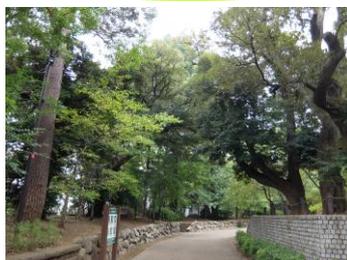
ヤモリ



アブラコウモリ

[代表的な場所] レクリエーションや運動、憩いの場となる公園など
 [植生の特徴] 木が多いが地表に草は少なく、生育する植物は限られる。
 [動物の特徴] 身近な鳥類や昆虫類のほか、アブラコウモリやヤモリなどが生息する。

屋敷跡を活かした公園



代表的な景観



アズマヒキガエル（幼体）



ホタルブクロ

[代表的な場所] かつての屋敷林を残して整備した公園など
 [植生の特徴] 昔からある大きなスタジイの木や野草類などが生育する。
 [動物の特徴] 民家の庭に生息するアズマヒキガエルなど、身近な動物が確認される。

○植生調査による環境の特徴

エリア区分	調査対象地	景観写真	環境
みどりの連続性が高い地域	溪谷		<ul style="list-style-type: none"> ・溪谷の流れと斜面に発達した樹林を保全する公園 ・大木が林立し、湧水周りにはシダ類が豊富に生育 ・特徴：リョウメンシダ、ハリガネワラビ、アスカイノデ、ササバギンラン
	崖線樹林	 <small>資料提供：(一財)世田谷トラストまちづくり</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・国分寺崖線のみどりの一角を担うまとまった樹林 ・雑木林と湧水の環境に重要種が多く生育 ・特徴：キンラン、エビネ、ナルコユリ、ミゾホオズキ
	かつての田んぼと集落		<ul style="list-style-type: none"> ・野川沿いにかつてあった水田と民家集落を再現した公園 ・水田や水路に因んだ植物や、様々な野草を配した集落景観 ・特徴：水田、ハンノキ、路地の植え込み、ホトトギス
住宅地の中に中・小規模緑地が点在する地域	広い公園		<ul style="list-style-type: none"> ・世田谷を代表する広い公園のひとつ ・大木と芝地のほか、草木の多い林や水辺もある ・特徴：バードサンクチュアリ、下草の多い林、イロハモミジ、ヤブタバコ
	緑道		<ul style="list-style-type: none"> ・かつての川を緑道として整備した場所のひとつ ・様々な種類の植栽と路傍の身近な草花が生育 ・特徴：イヌタデ、ススキ、ウツギ、ヤマノイモ
	屋敷林	 <small>資料提供：(一財)世田谷トラストまちづくり</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・300年以上つづく農家の景観を今に残す屋敷林 ・ケヤキの大木や竹林、庭のみどり、隣接する畑が特徴的 ・特徴：庭木の植え込み、竹林、ケヤキ、エビネ

○植生調査による環境の特徴（つづき）

エリア区分	調査対象地	景観写真	環境
市街化が進み 比較のみどりが少ない地域	民家の庭	 資料提供：(一財) 世田谷トラストまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地内に残された昔ながらの民家の庭 ・今では珍しくなった様々な野草類が見られる。 ・特徴：カワラナデシコ、ワレモコウ、エビネ、キキョウ、ホトトギス
	公園		<ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーションや運動、憩いの場となる公園 ・木が多いが地表に草は少なく生育する植物は限られる。 ・特徴：日当たりのよい草地、ツツジ、ナンテンハギ
	屋敷跡を活かした公園		<ul style="list-style-type: none"> ・かつての屋敷林を残して整備した公園 ・昔からある大きな木や池、野草類が見られる ・特徴：スダジイ、ハンゲショウ、ホタルブクロ、ウマノスズクサ

○動物調査の結果（重要種など）

重要種は以下の3つの選定基準としてあげられた文献に掲載されている種を示します。

選定基準1：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年 法律第75号)

通称、種の保存法は、絶滅のおそれのある野生動植物を保護するための法律。
保護の対象となる国内の希少野生動植物は「国内希少野生動植物種」、国際的な希少野生動植物種は、「国際希少野生動植物種」に指定されます。

【カテゴリー】

- ・ 国内希少野生動植物種（国内）：日本に生息・生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種で、政令で定められるもの
- ・ 国際希少野生動植物種（国際）：国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種で、政令で定めるもの
- ・ 緊急指定種（緊）：国内希少野生動植物種および国際希少野生動植物種以外の野生動物の種で、保存を特に緊急に図る必要があると認められるもの

選定基準2：第4次レッドリストの公表について（お知らせ）（環境省 平成24年8月28日）

絶滅のおそれのある野生生物種のリスト。
生息する野生生物について生物学の観点から個々の種の絶滅危険度を評価し、絶滅のおそれのある種を選定してリストにまとめたものです。

【カテゴリー】

- ・ 絶滅 (EX)：わが国ではすでに絶滅したと考えられる種
- ・ 野生絶滅 (EW)：飼育・栽培下のみで存続している種
- ・ 絶滅危惧 IA 類 (CR)：ごく近い将来に野生での絶滅の危険性が高い種
- ・ 絶滅危惧 IB 類 (EN)：IA 類ほどではないが、近い将来に野生での絶滅の危険性が高い種
- ・ 絶滅危惧 II 類 (VU)：絶滅の危険が増大している種
- ・ 準絶滅危惧 (NT)：現在、絶滅危険度は小さいが、「絶滅危惧」に移行する可能性のある種
- ・ 情報不足 (DD)：評価するだけの情報が不足している種

選定基準3：東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)解説版～レッドデータブック東京 2013～(区部)(東京都 平成25年)

東京都は、平成25年5月に、「東京都の保護上重要な野生生物種」(本土部)～東京レッドリスト～2010年版の全掲載種を解説した冊子を作成しています。

【カテゴリー】

- ・ 絶滅 (EX)：東京都において、すでに絶滅したと考えられる種
- ・ 野生絶滅 (EW)：東京都において、飼育・栽培下のみで存続している種
- ・ 絶滅危惧 IA 類 (CR)：ごく近い将来に野生での絶滅の危険性が高い種
- ・ 絶滅危惧 IB 類 (EN)：IA 類ほどではないが、近い将来に野生での絶滅の危険性が高い種
- ・ 絶滅危惧 II 類 (VU)：絶滅の危険が増大している種
- ・ 準絶滅危惧 (NT)：現在、絶滅危険度は小さいが、「絶滅危惧」に移行する可能性のある種
- ・ 情報不足 (DD)：評価するだけの情報が不足している種
- ・ 留意種 (*または*1)：現在、絶滅のおそれはないが、準絶滅危惧 (NT) に準じる孤立個体群の存在する種や外来種の影響が懸念される種、環境指標になる種など
- ・ ランク外 (○)：東京都に生息・生育しているが、上記のカテゴリーに該当しない種
- ・ データ無し (ー)：東京都に生息・生育しているが、確実な記録や情報が得られなかった種
- ・ 非分布 (・)：もともと東京都には生息・生育しないと考えられる種

①哺乳類

■重要種

和名 カテゴリー	写真	環境
アズマモグラ 区部 留意種	 <p>塚</p>	 <p>(樹林)</p>

■外来種

和名	写真	環境
アライグマ 特定外来生物	 <p>成獣と幼獣</p>	 <p>(樹林)</p>

②両生爬虫類

■重要種（春季）

和名 カテゴリー	写真	環境
アズマ ヒキガエル 区部 NT	 幼体	 (池)
ヤモリ 区部 VU	 成体	 (樹林)
トカゲ 区部 CR+EN	 幼体	 (草地)
カナヘビ 区部 VU	 成体	 (草地)

■重要種（春季）

和名 カテゴリー	写真	環境
ヒバカリ 区部 VU	 成体	 (樹林)

■重要種（早春季）

和名 カテゴリー	写真	環境
アズマヒキガエル 区部 NT	 成体  卵塊	 (池)  (用水路)

■外来種

和名	写真	環境
ミシシッピ アカミミガメ	 成体	 (池)

③昆虫類

■重要種（春季）

和名 カテゴリー	写真	環境
アカシジミ 区部 DD	 成虫	 (樹林)
ウラナミアカシジミ 区部 CR+EN	 成虫	 (樹林)

■重要種（春季）（つづき）

和名 カテゴリー	写真	環境
オオアメンボ 区部 CR	 成虫	 (河川)
(春季) オオクワガタ 環境省 VU 区部 CR	 成虫	 (樹林)
(春季) ヒラタクワガタ 区部 VU	 成虫	 (樹林)
(春季) ヒメトラハナムグ リ 区部 EN	 成虫	 (樹林)

■外来種（春季）（つづき）

和名	写真	環境
アカボシゴマダラ 原名亜種		
	成虫	(樹林)

■重要種（秋季）

和名 カテゴリー	写真	環境
ハグロトンボ 区部 VU		
	成虫	(河川)
オニヤンマ 区部 NT		
	成虫	(湿地)

■重要種（秋季）（つづき）

和名 カテゴリー	写真	環境
ミヤマアカネ 区部 VU	 成虫	 (草地)
クマスズムシ 区部 DD	 成虫	 (樹林)
(秋季) 7月の確認も含む ヒグラシ 区部 NT	 成虫	 (樹林)
(春季) オオアメンボ 区部 CR	 成虫	 (河川)

■重要種（秋季）（つづき）

和名 カテゴリー	写真	環境
(秋季) リンゴクロカスミ カメ 環境省 NT	 成虫	 (草地)
(秋季) ウバタマムシ 区部 CR	 成虫	 (樹林)
(秋季) モンスズメバチ 環境省 DD	 成虫	 (草地)

■外来種（秋季）

和名	写真	環境
<p>アカボシゴマダラ 原名亜種</p>	 <p>成虫</p>	 <p>(草地)</p>
	 <p>成虫</p>	 <p>(樹林)</p>

④鳥類

■重要種

和名 カテゴリー	写真	環境
<p>オオタカ 種の保存法 国内 環境省 NT 区部 CR</p>	 <p>成鳥</p>	 <p>(樹林)</p>

■外来種

和名	写真	環境
<p>ガビチョウ 特定外来生物</p>	 <p>成鳥</p>	<p>公園や寺社が隣接する竹林と広葉樹林の混ざった場所で鳴き声を確認。</p>
<p>ワカケホンセイインコ</p>	 <p>資料提供：(一財)世田谷トラストまちづくり</p> <p>成鳥</p>	 <p>(樹林)</p>

⑤魚類・底生生物

■魚類重要種（春季）

和名 カテゴリー	写真	環境
ドジョウ 環境省 DD	 <p>成魚</p>	 <p>(河川)</p>

■底生動物重要種（春季）

和名 カテゴリー	写真	環境
スシエビ 区部 留意種	 <p>成体</p>	 <p>(池)</p>
サワガニ 区部 留意種	 <p>成体</p>	 <p>(湧水)</p>

■底生動物重要種（春季）（つづき）

和名 カテゴリー	写真	環境
モクズガニ 区部 留意種	 成体	 (河川)
ハグロトンボ 区部 VU	 幼虫	 (河川)
オニヤンマ 区部 NT	 幼虫	 (湧水)

■底生動物重要種（春季）（つづき）

和名 カテゴリー	写真	環境
ヤマトクロスジハ ビトンボ 区部 CR	 幼虫	 (湧水)
ドジョウ 環境省 DD	 成魚	 (河川)

■底生動物重要種（秋季）

和名 カテゴリー	写真	環境
スジエビ 区部 留意種	 成体	 (河川)

■底生動物重要種（秋季）（つづき）

和名 カテゴリー	写真	環境
サワガニ 区部 留意種	 成体	 (湧水)
モクズガニ 区部 留意種	 成体	 (河川)
オニヤンマ 区部 NT	 幼虫	 (湧水)
オオアメンボ 区部 CR	 成虫	 (河川)

■底生動物重要種（秋季）（つづき）

和名 カテゴリー	写真	環境
ヤマトクロスジハ ビトンボ 区部 CR	 <p data-bbox="467 741 512 770">幼虫</p>	 <p data-bbox="932 741 1011 770">(湧水)</p>

3. 国・東京都の目標と世田谷区の目標の比較

生物多様性国家戦略2012-2020(愛知目標) ^{※1}		東京都 ^{※2}	世田谷区	地域戦略における課題	
戦略目標A: 各政府と各社会において生物多様性を主流化することにより、生物多様性の損失の根本原因に対処する。	目標1	遅くとも2020年までに、生物多様性の価値及びそれを保全し持続可能に利用するために取り得る行動を、人々が認識する。	・生物多様性に配慮した行動様式への転換 ・水辺と緑の活用による地域と連携した啓発活動 ・生物多様性の持続可能な利用のための普及啓発	目標7 多様な主体が生物多様性の恵みを身近なことから理解する。 ・みどり豊かで快適な世田谷での暮らしを継続するためには、誰もが生物多様性に支えられていることを理解する必要がある。	
	目標2	遅くとも2020年までに、生物多様性の価値が、国と地方の開発及び貧困削減のための戦略や計画プロセスに統合され、適切な場合には国家勘定や報告制度に組み込まれている。	・みどりの指標調査		
	目標3	遅くとも2020年までに、条約その他の国際的義務に整合し調和するが、国内の社会経済状況を考慮しつつ、負の影響を最小化又は回避するために、補助金を含む生物多様性に有害な奨励措置が廃止され、あるいは段階的に廃止され、又は改革され、また、生物多様性の保全及び持続可能な利用のための正の奨励措置が策定され、適用される。	・緑化計画書制度による都市緑化の誘導 ・建築物環境計画書制度等 ・保全地域の指定を通じた貴重な緑の保全 ・特別緑地保全地区の指定による緑の保全 ・「緑確保の総合的な方針」に基づく緑の保全 ・農地等の保全 ・都市開発諸制度等緑化を推進する取組	目標1 多様な生きものが生息・生育する場を保全する。 ・世田谷の象徴である、国分寺崖線や多摩川、農地などを活かしていくためには、みどりの連続性を高めて、生きものの移動を容易にする必要がある。	
	目標4	遅くとも2020年までに、政府、ビジネス及びあらゆるレベルの関係者が、持続可能な生産及び消費のための計画を達成するための行動を行い、又はそのための計画を実施しており、また自然資源の利用の影響を生態学的限界の十分安全な範囲内に抑える。	・経済活動と自然環境保全の両立を図る開発規制の推進 ・緑の地産地消	目標9 生物多様性とともにある世田谷の伝統文化を継承する。	・世田谷らしい文化や歴史的景観を継承するためには、生物多様性に支えられた文化や歴史的景観を保全する必要がある。
戦略目標B: 生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進する。	目標5	2020年までに、森林を含む自然生息地の損失の速度が少なくとも半減し、また可能な場合にはゼロに近づき、また、それらの生息地の劣化と分断が顕著に減少する。	・里地里山の保全 ・森林の保全 ・緑の拠点となる公園・緑地の整備拡大 ・グリーンロード・ネットワークの形成・充実 ・学校の総合的な緑化の推進	目標1 多様な生きものが生息・生育する場を保全する。 目標2 多様な生きものの生息・生育に配慮した場を創出し、生きもののネットワークを形成する。 (目標9 生物多様性とともにある世田谷の伝統文化を継承する)	・世田谷の象徴である、国分寺崖線や多摩川、農地などを活かしていくためには、みどりの連続性を高めて、生きものの移動を容易にする必要がある。 ・屋敷林や社寺林、みどり豊かな住宅地、大小様々な公園を活かしていくためには、みどりの連続性を高めて、生きものの移動を容易にする必要がある。
	目標6	2020年までに、すべての魚類と無脊椎動物の資源及び水生植物が持続的かつ法律に沿ってかつ生態系を基盤とするアプローチを適用して管理、収穫され、それによって過剰漁獲を避け、枯渇したすべての種に対して回復計画や対策が実施され、絶滅危惧種や脆弱な生態系に対する漁業の深刻な影響をなくし、資源、種、生態系への漁業の影響が生態学的に安全な範囲内に抑えられる。		目標7 多様な主体が生物多様性の恵みを身近なことから理解する	・みどり豊かで快適な世田谷での暮らしを継続するためには、誰もが生物多様性に支えられていることを理解する必要がある。
	目標7	2020年までに、農業、養殖業、林業が行われる地域が、生物多様性の保全を確保するよう持続的に管理される。		目標1 多様な生きものが生息・生育する場を保全する	・世田谷の象徴である、国分寺崖線や多摩川、農地などを活かしていくためには、みどりの連続性を高めて、生きものの移動を容易にする必要がある。
	目標8	2020年までに、過剰栄養などによる汚染が、生態系機能と生物多様性に有害とならない水準まで抑えられる。	・水環境の保全・回復		
	目標9	2020年までに、侵略的外来種及びその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御又は根絶される。また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために、定着経路を管理するための対策が講じられる。	・外来種対策	目標3 外来種や野生生物の適正管理および共生に向けた普及啓発に努める	・世田谷固有の生態系を守るため、生態系に影響を及ぼす外来種や人の暮らしに影響を及ぼす野生生物の増加を抑制する必要がある。
	目標10	2015年までに、気候変動又は海洋酸性化により影響を受けるサンゴ礁その他の脆弱な生態系について、その生態系を悪化させる複合的な人為的圧力が最小化され、その健全性と機能が維持される。		目標1 多様な生きものが生息・生育する場を保全する	・世田谷の象徴である、国分寺崖線や多摩川、農地などを活かしていくためには、みどりの連続性を高めて、生きものの移動を容易にする必要がある。

※1 生物多様性国家戦略 2012-2020～豊かな自然共生社会の実現に向けたロードマップ～、2012年9月、環境省発行

※2 緑化策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～、2012年5月、東京都発行

生物多様性国家戦略2012-2020(愛知目標) ^{※1}		東京都 ^{※2}	世田谷区	地域戦略における課題
戦略目標C: 生態系、種及び遺伝子の多様性を保護することにより、生物多様性の状況を改善する。	目標11	2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域及び海域の10%、特に、生物多様性と生態系サービスに特に重要な地域が、効果的、衡平に管理され、かつ生態学的に代表的な良く連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段を通じて保全され、また、より広域の陸上景観や海洋景観に統合される。	目標1 多様な生きものが息息・生育する場を保全する。 目標2 多様な生きものの息息・生育に配慮した場を創出し、生きもののネットワークを形成する。	・世田谷の象徴である、国分寺崖線や多摩川、農地などを活かしているためには、みどりの連続性を高めて、生きものの移動を容易にする必要がある。 ・屋敷林や社寺林、みどり豊かな住宅地、大小様々な公園を活かしていくためには、みどりの連続性を高めて、生きものの移動を容易にする必要がある。
	目標12	2020年までに、既知の絶滅危惧種の絶滅が防止され、また、それらのうち、特に最も減少している種に対する保全状況の改善が達成、維持される。	・希少種対策 目標1 多様な生きものが息息・生育する場を保全する。	・世田谷の象徴である、国分寺崖線や多摩川、農地などを活かしているためには、みどりの連続性を高めて、生きものの移動を容易にする必要がある。
	目標13	2020年までに、社会経済的、文化的に貴重な種を含む作物、家畜及びその野生近縁種の遺伝子の多様性が維持され、また、その遺伝資源の流出を最小化し、遺伝子の多様性を保護するための戦略が策定され、実施される。	目標9 生物多様性とともある世田谷の伝統文化を継承する。	・世田谷らしい文化や歴史的景観を継承するためには、生物多様性に支えられた文化や歴史的景観を保全する必要があります。
戦略目標D: 生物多様性及び生態系サービスから得られるすべての人のための恩恵を強化する。	目標14	2020年までに、生態系が水に関連するものを含む不可欠なサービスを提供し、人の健康、生活、福利に貢献し、回復及び保護され、その際には女性、先住民、地域社会、貧困層及び弱者のニーズが考慮される。	目標9 生物多様性とともある世田谷の伝統文化を継承する。	・世田谷らしい文化や歴史的景観を継承するためには、生物多様性に支えられた文化や歴史的景観を保全する必要があります。
	目標15	2020年までに、劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を含む生態系の保全と回復を通じ、生態系の回復能力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され、それが気候変動の緩和と適応及び砂漠化対処に貢献する。		
	目標16	2015年までに、遺伝資源の取得の機会(アクセス)及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な分配に関する名古屋議定書が、国内法制度に従って施行され、運用される。		
戦略目標E: 参加型計画立案、知識管理及び能力構築を通じて実施を強化する。	目標17	2015年までに、各締約国が、効果的に、参加型の改定生物多様性国家戦略及び行動計画を策定し、政策手段として採用し、実施している。	目標4 生物多様性の恵みを分かち合うために、様々な主体や施策を相互に連携・協働する。	・多くの企業、活動団体、教育・研究機関の役割を活かすためには、生物多様性に関わる主体や活動の連携を図る必要がある。
	目標18	2020年までに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する先住民の社会及び地域社会の伝統的な知識、工夫、慣行及びこれらの社会の生物資源の利用慣行が、国内法制度及び関連する国際的義務に従って尊重され、これらの社会の完全かつ効果的な参加のもとに、あらゆる関連するレベルにおいて、条約の実施に完全に組み入れられ、反映される。	目標9 生物多様性とともある世田谷の伝統文化を継承する。	・世田谷らしい文化や歴史的景観を継承するためには、生物多様性に支えられた文化や歴史的景観を保全する必要があります。
	目標19	2020年までに、生物多様性、その価値や機能、その現状や傾向、その損失の結果に関連する知識、科学的基盤及び技術が向上し、広く共有され、移転され、適用される。	目標6 生物多様性に関する情報を一括して管理・発信できる仕組みを整える。	・生物多様性に関する活動団体が持つ貴重で多様な情報を活かすためには、様々な情報を集積・管理し、効果的に活用する手段を考える必要がある。
	目標20	遅くとも2020年までに、戦略計画2011-2020の効果的な実施に向けて、あらゆる資金源からの、また資源動員戦略において統合、合意されたプロセスに基づく資金員が、現在のレベルから顕著に増加すべきである。この目標は、締約国により策定、報告される資源のニーズアセスメントによって変更される可能性がある。	目標8 将来にわたって恵みを享受し続けるための人材育成・教育の仕組みを整える。	・今ある生物多様性の恵みを将来へ引き継いでいくためには、次代を担う人材の育成、子どもたちへの環境教育を一層進める必要がある。

「目標5 生物多様性の向上のために自ら進んで行動する多様な主体を増やす」は、国・都の目標に含まれていない。
・生物多様性に関わる多くの活動団体の役割を活かすためには、生物多様性の保全を担う主体の継続的な活動を支える必要がある。

※1 生物多様性国家戦略 2012-2020～豊かな自然共生社会の実現に向けたロードマップ～、2012年9月、環境省発行
※2 緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～、2012年5月、東京都発行

4. ヒアリングにご協力いただいた団体・商店街・事業者

様々な取り組みを行っている団体や事業者は、世田谷の強みであり、世田谷らしさとも言えます。区は、平成28年1月に、区内の団体・事業者などにアンケート調査を行いました。ご回答いただいた対象の中から、個別の聞き取りを了承していただき、既に生物多様性に配慮した取り組みを行っている、または行う可能性がある主体へ、平成28年3月にヒアリングを行いました。以下では、その具体的な取り組み事例を紹介します。

(1) 活動団体の取り組み

【成城みつ池緑地と成城みつ池を育てる会】

都市緑地法に基づく特別緑地保全地区と世田谷区みどりの基本条例に基づく特別保護区に指定されている、成城みつ池緑地があります。この緑地の基本整備方針を、多くの区民の参加を得て考えようと、平成13年から2年間「成城みつ池を考える会」として毎月1回会議が行われ、平成15年3月に基本整備方針が決定しました。これを受け、区民参加で守り育てる活動を進める母体として、平成15年4月、『成城みつ池を育てる会』が誕生し、基本整備方針に沿った内容で、(一財)世田谷トラストまちづくり事業として区民参加による生きもの調査と保全活動を行っています。



資料提供：(一財)世田谷トラストまちづくり

所在地：世田谷区成城 4-20-8

【桜丘すみれば自然庭園とすみればネット】

桜丘すみれば自然庭園は、故・植村傳助氏の邸宅と庭園の跡地で、植村氏の武蔵野の風景を再現するという構想のもと、昭和初期につくられ、ご家族が守り育ててきた庭園です。世田谷区では平成5年度よりこの跡地の取得を進め、平成12年度からは住民参加によるワークショップを行ない、緑地づくりに取り組んできました。平成15年に、「スミレ」の咲く「場」「原っぱ」という意味をこめて「区立桜丘すみれば自然庭園」として開設しました。

現在、市民運営グループ「世田谷すみればネット」と一般財団法人世田谷トラストまちづくりが協働して生きもの管理運営を行なっています。



資料提供：(一財)世田谷トラストまちづくり

所在地：世田谷区桜丘 4-23-12

【季節の野草に出会う小径と船橋小径の会】

船橋の小径は、野草や草花が残る昔ながらの土の道で、区の地域風景資産に選定されています。

ここでは地域住民が平成15年にグループ「船橋小径の会」を設立し、現在日常管理を行っています。管理では、昆虫の居場所に配慮した選択的な草刈を実施、また、植生調査や通信の発行、近隣の学生や住民とともに様々なイベントを行うなど、地域に向けた情報発信やPRを行っています。今後も、地域由来の生きものや植物を復元することを目指し、活動を続けていきます。



所在地：船橋3-10、13、17、19
(船橋地区会館前～千歳丘高校脇)

(2) 商店街の取り組み

【下北沢一番街商店街】

下北沢一番街商店街は、防災や治安の維持、伝統文化の継承と新たな文化の創造などにも取り組んできました。2009年12月に、新しい街路灯・アーチ・防犯カメラ・街路放送システムが完成しました。LED灯採用、太陽光・風力発電式のハイブリッド型でCO₂を70%削減した地球に優しいECO街路灯です。2012年12月に火災初期用のスタンドパイプを全国に先駆けて街路灯に設置しています。みどりに関する取り組みとしては、景観に配慮しながら、少しずつ緑化プランターなどを設置していくことも必要と考えています。また、環境・文化・芸術など多岐にわたる取り組みが可能だと考えています。



所在地：北沢2丁-37-17
(下北沢一番街商店街振興組合事務所)

(3) 事業者の取り組み

【二子玉川ライズ】

二子玉川東地区市街地再開発事業（第2期）では、良好な自然環境に恵まれた二子玉川周辺において、環境への影響を最小限にするだけでなく、地域の生態系と共生する環境づくりにも力を入れています。

ここでは、多摩川、武蔵野台地、国分寺崖線、等々力溪谷など、周辺の地形や、そこで見られる植生を再生することで、生態系の保全に貢献する生物ネットワークの基盤を構築しています。

また、約 6,000m² ものルーフガーデンは、「エコミュージアム」というコンセプトで、地域の自然を体感し、学ぶことができる空間となっています。周辺の水辺環境を再現したビオトープ「めだかの池」を設置したほか、研究者と連携のもと、環境省のレッドデータブックに指定されている多摩川の草花の代表格であるカワラノギクを育成しています。同街区では、全敷地面積に対する緑地率を 40%以上とし、植生の 95%以上を在来種から構成することにより、施行前と比べ、生物多様性の価値は大幅に向上しました。こうした多摩川の生態系を維持・保全する計画が評価され、生物多様性を高める事業を評価する「JHEP（ハビタット評価認証制度）」において、最高ランクとなる AAA を取得しています。



所在地：世田谷区玉川 1-14-1

【世田谷ハウス】

世田谷ハウスでは、三菱地所グループが開発、運営するオフィスビル、商業施設、集合住宅などにおいて、今後もより生物多様性に配慮しつつ、集う方々にとっても魅力的な外構づくりを行うための「実験庭園」として、平成27年に外構部分の改修を行いました。この「実験庭園」では、維持管理、モニタリング、社員参画型のコミュニケーションプログラムなど、社宅の枠を超えた実際の事業で

の展開を視野に、様々な取り組みを実験的に行っています。また、世田谷ハウスは、生物多様性保全の取り組みを可視化して認証する制度「いきもの共生事業所認証（ABINC 認証）」を取得しています。



所在地：世田谷区船橋 7-25-2

5. 用語解説

【あ行】

愛知目標（あいちもくひょう）

2010（平成22）年に愛知県名古屋市で開催された、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において採択された、生物多様性に関する世界目標となる「戦略計画2011-2020」。2050年までに「自然と共生する世界」の実現を目指し、2020年までに生物多様性の損失をとめるための効果的かつ緊急の行動を実施するため、5つの戦略目標と、20の個別目標を掲げている。

生きものネットワーク（いきものねっとわーく）

生物多様性の保全や生態系の保全・回復を目指して、生物生息空間である自然環境を質的・量的に改善し、生息地間の生きものの移動を容易にするために生態的回廊（飛び石状や線状の生きものの移動経路）でつなげ地域的・広域的にネットワークを形成したものの。

大蔵大根（おおくらだいこん）

昭和40年代までは、世田谷の至るところで栽培されていたが、昭和49年に誕生した病気に強く、栽培しやすい青首大根の普及に伴い、白首系の大蔵大根は次第に姿を消していった。「区内の農産物をPRするためにも地元ゆかりの野菜である大蔵大根を見直そう。」と区内農家が平成9年から再び栽培をはじめ、今では「せたがやそだち」の地場野菜のひとつとして親しまれている。

屋上緑化（おくじょうりょっか）

屋上緑化とは、建築物の断熱性や景観の向上、生態系の創出などを目的として、屋根や屋上に植物を植え緑化すること。

【か行】

外来種（がいらいしゅ）

環境省の定義によれば、外来種とは、もともとその地域にいなかったものが、人間の活動によって他の地域から入ってきた生きもののことを指す。日本国内のある地域から、もともといなかった地域に人為的に持ち込まれた場合に、もともとからその地域にいる生きものに影響を与える場合もある。

「特定外来生物による生態系などに係る被害の防止に関する法律」では、明治時代以

降に海外から持ち込まれた生きもののことを指す。ただし、渡り鳥、海流によって移動してくる魚や植物の種などの、本来自然の力で移動する生きものは、外来種には当たらない。その中でも、地域の生態系に大きな影響を与え、地域の生物多様性を脅かす種のことを侵略的外来種という。

国分寺崖線（こくぶんじがいせん）

立川市、国分寺市、小金井市などから世田谷区を通り、大田区まで続く延長約 25km、高さ 10~20mほどの崖の連なり。多摩川が 10 万年以上かけて武蔵野台地を削り取ってきた河岸段丘で、樹林や湧水などの豊かな自然環境が残る。

【さ行】

里山（さとやま）

地域住民の生活と密接な関わりを持つ集落周辺の山・森林。かつて住民は、生活の一部として、燃料となる薪や薪炭用木材をとり、食料などとなる山菜をとり、落ち葉を利用した堆肥づくりなどを行い、里山を利用した。

市民緑地（しみんりょくち）

300 m²以上の緑地の土地所有者と、緑地管理機構の指定を受けた（一財）世田谷トラストまちづくりが契約を結び、整備したあとに、地域に公開し、みどりの保全を図る、都市緑地法に基づく制度。所有者は税制面で優遇措置を受けることができるほか、緑地の維持管理の負担を軽減できる。

生物多様性基本法（せいぶつたようせいきほんほう）

生きものの多様性を保全し、その恵みを将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、合わせて地球環境の保全に寄与することを目的とした法律（2008 年 6 月施行）。国による生物多様性国家基本計画の策定や、地方自治体による計画策定（生物多様性地域戦略）や生物多様性の保全施策に関する規定などを定めている。

世田谷区みどりとみずの基本計画（せたがやくみどりとみずのきほんけいかく）

都市緑地法に基づく、世田谷区の緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画。区では、区制 100 周年を迎える 2032 年（平成 44 年）に「みどり率」33%の達成を目指す「世田谷みどり 33」を進めている。

せたがやそだち

世田谷区では、区内産農産物のイメージアップと PR を図り、区内の農業と農地の保全

について理解を深めてもらうため、区内で生産された野菜や果実、花などにロゴマーク「せたがやそだち」を表示している。

世田谷トラストまちづくり大学（せたがやとらすとまちづくりだいがく）

環境共生・地域共生のまちづくりの理念のもと、現場を知り体験し考える中から身近なみどりの保全やまちづくり活動に携わる実践者の育成を目的として、（一財）世田谷トラストまちづくりが実施している学びの場。

世田谷のトラスト運動（せたがやのとらすとうんどう）

（一財）世田谷トラストまちづくりは、みどりや水辺などの自然環境や、近代建築などの歴史的文化遺産などを区民共有の宝物として、協力しながら守り育て、次世代に引き継いでいくことを目的とした“世田谷のトラスト運動”を進めている。

世田谷のトラスト運動は、単にみどりを守るというだけでなく、地域に誇りと愛着を持った人々が、ボランティアとして主体的に環境保全を進めている。

せたがや百景（せたがやひゃっけい）

区民が「好ましい」と感じる風景の中で生活し、活動していくことを願い、そのような風景を区民、行政、事業者が協力しあって守り育て、つくっていくために、1984年（昭和59年）に、区民から推薦を募り100の風景を選定したもの。

世田谷・みどりのフィールドミュージアム

フィールドミュージアムは、地域全体（フィールド）をひとつの博物館（ミュージアム）として捉え、学習・体験の場とする考え方。世田谷区は、世田谷の自然や生きものについての知識が得られ、自然への関心が深められるよう、平成21年度に成城学園前駅周辺地区や平成27年度に喜多見4・5丁目農の風景育成地区で周辺の地図や案内板を整備した。

絶滅危惧種（ぜつめつきぐしゅ）

絶滅の危機にある生きもののこと。生きものの絶滅は地球の歴史の中では当然のことであったが、人間の経済活動によりかつてないほどの速度で多くの生きものが絶滅している。

【た行】

多自然川づくり（たしぜんかわづくり）

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境、並びに多様な河川風景を保全あるいは創出するために、河川の管理を行うこと。

小さな森（ちいさなもり）

50㎡以上の私有地の緑地を登録することにより、区民共有の財産である都市の貴重なみどりを保全する、（一財）世田谷トラストまちづくりの制度。区民に緑を保全することの大切さを知ってもらうために、公開日を設けてオープンガーデンを開催している。

地域風景資産（ちいきふうけいしさん）

世田谷区風景づくり条例に基づき、身近にある守り、育みたい風景を区民参加で選定している。地域で大切にしたい風景のために活動する人の輪を広げ、世田谷全体の風景を育てていくことを目指している。

宙水（ちゅうすい・ちゅうみず）

区内には、比較的浅い地層の地下水である「宙水」（ちゅうみずとも呼ぶ）がある。ローム層中に水を通し難い層が介在する場合、水が地中で局所的に受け止められ、地下水が地表に近い位置に分布しているものを宙水とよぶ。

特別保護区（とくべつほごく）

樹林地や水辺地、動物の生息地が一体となった土地で、自然的社会的諸条件から特に保全する必要があると認められる私有地について、区が「世田谷区みどりの基本条例」に基づき、指定している。建築行為などの一定の行為を制限し、緑地の保全を図る制度。

等々力溪谷（とどろきけいこく）

23区唯一の溪谷であり、1999年（平成11年）に東京都指定名勝となる。東急大井町線等々力駅近くのゴルフ橋が溪谷の起点となり、谷沢川に沿って設けられた遊歩道を進むと、木々だけでなく、湿生植物や武蔵野れき層などの地層が見られる。

【は行】

ビオトープ

生きものが生息できる条件を備えた生態学的に良好な空間。

プレーパーク

「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーに、子どもの自由な遊びを目指して、世田谷区と住民がともに作っている遊び場。禁止事項をなるべくなくし、子どもが自然の中で、自由にのびのび遊べる環境をつくっている。現在、区内には羽根木公園、世田谷公園、駒沢緑泉公園、北烏山もぐら公園にある。

壁面緑化（へきめんりょっか）

建築物の断熱性や景観の向上などを目的として、建物の外壁を植物で緑化すること。

【や行】

屋敷林（やしきりん）

防風などを目的として、屋敷の周囲に植えられたケヤキやモウソウチクなどの林のこと。

湧水（ゆうすい）

地表や河川などに自然状態で湧き出てきた地下水。世田谷には国分寺崖線沿いに数多く存在している。

【ら行】

緑道（りょくどう）

都市公園法に基づき配置する植樹帯と歩行者路を主体とする帯状の緑地。世田谷区では、暗渠化された河川の上部を歩行者の安全と災害時の避難路の確保などを目的として、緑道を整備している。

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物に関する保全状況や分布、生態、影響を与えている要因などの情報を記載した図書。1966年にIUCN（国際自然保護連合）が中心となって作成されたものに始まり、現在は国や団体などによって、これに準じるものが多数作成されている。日本では、環境省や都道府県によるものがある。

生きものつながる世田谷プラン
～生きもの元気！ひと元気！生物多様性地域戦略～

2017（平成29）年3月発行 （広報印刷物登録番号 No.●●●）

編集・発行：世田谷区みどりとみず政策担当部

みどり政策課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷 4-21-27

<http://www.city.setagaya.tokyo.jp/>